

老後の資産形成の税優遇

「公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う」。2018 年度税制改正大綱には、老後の生活を支える年金や保険などの税制の見直しが、そう明記されました。現在は、公的年金や企業年金など様々な老後の資産形成手段に対して控除などの税制上の措置がとられています。

老後の資産形成には拠出、運用、給付のそれぞれのタイミングで課税されますが、非課税となる優遇税制も設けられています。

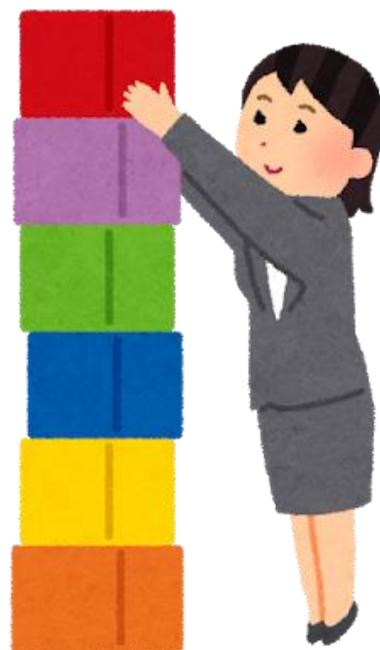
優遇税制の方法は大きく2種類に分けられます。拠出時と運用時には非課税(Exempt)で給付時に課税(Tax)する「EET型」と、少額投資非課税制度(NISA)のように拠出時に課税して運用時と給付時には非課税の「TEE型」です。

税効果の大きい EET 型

日本の公的年金制度は、拠出時と運用時には非課税で給付時に課税するEET型を採用していますが、給付時にも一定額の公的年金等控除を受けられるため、税制による恩恵がより大きくなります。企業年金や厚生年金にも控除が適用され、企業年金制度のない中小企業の従業員にとっては、制度のある大企業の従業員より不利な税制になっています。

公的年金以外にも、企業規模や働き方によって不均衡が生じます。企業型確定拠出年金(企業型DC)では最大で年 33 万円を拠出でき、全額が所得控除されるため、最大で 18 万 1,500 円(地方税含む)の減税を受けられます。

一方で個人型確定拠出年金「iDeCo(イデコ)」も、最大で年 27 万 6,000 円を拠出でき、最大 15 万 1,800 円が減税されます。(職業、加入している年金の制度により異なります。)それと比較すると、確定給付企業年金(DB)は掛け金の限度額がなく、制度がある大企業の社員は、掛け金が大きくなるほど税優遇が大きくなります。



資産形成手段		拠出時	給付時
公的年金	基礎年金	拠出額を所得控除	公的年金等控除
	厚生年金		
企業年金など	iDeCo	拠出額を所得控除	公的年金等控除
	企業型 DC		
	NISA	なし	配当・譲渡益が 5 年間非課税

今回は、少額投資非課税制度(NISA)のように拠出時に課税して運用時と給付時には非課税の「TEE型」について検討してみましょう。